

# 「検定試験の評価ガイドライン（試案）」について

（これまでの検討の整理）

平成20年10月

検定試験の評価の在り方に関する有識者会議



# 「検定試験の評価ガイドライン（試案）」について

（これまでの検討の整理）

## ＜目 次＞

はじめに	2
1. 検定試験を取り巻く現状や課題	6
2. 検定試験の意義や評価の必要性	8
3. 検定試験の評価手法	10
(1) 評価の主体	10
(2) 評価の対象	11
(3) 評価の性格	12
(4) 評価の項目や内容	13
(5) 情報公開	14
4. 検定試験を評価するに当たっての留意点	15
【別紙】評価・情報公開が必要と考えられる主な項目や内容（試案）	18
参考資料	21

## はじめに

### (検討の経過)

- 平成18年12月に改正された教育基本法において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」として、生涯学習の理念が新たに規定された。
- こうした生涯学習の理念に基づき、国民一人一人の学習活動を促進するためには、各個人の学習成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できることが重要であり、そのためには、学習成果を適切に評価する仕組みを構築し、学習成果の評価の社会的通用性を向上させる必要がある。
- 学習成果が適切に評価され生かされる方策の必要性・重要性については、平成2年の中央教育審議会答申（「生涯学習の基盤整備について」）において明らかにされ、11年の生涯学習審議会答申（「学習の成果を幅広く生かす」）においても、学習意欲を高めるためのみならず学習の成果を幅広く生かす観点から、学習成果を社会で通用させるシステムの必要性等が提言されている。
- こうした中、平成20年2月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(以下「平成20年答申」という。)においては、学習成果の評価の社会的通用性の向上に係る取組の第一歩として、以下のような提言がなされた。

「各個人の学習成果を評価する検定試験について、全国レベルでの一定の基準を満たすものを対象とし、個々の検定の評価手法の有効性、安定性、継続性及び情報の真正性等を確保する仕組みを検討することが考えられる。」

「この場合、行政改革の経緯等（※）から行政の直接的な関与が困難であれば、民間事業者等による第三者評価機関が検定試験について客観性や質を確保するという仕組みが考えられる。その際、国がその客観性や公平性を担保するため、評価を行う際の参考となるガイドラインを作成するなど、民間事業者等の主体的な取組を支援する必要がある。」

- 本有識者会議は、上記の平成20年答申における提言を踏まえ、民間事業者等による第三者評価機関が検定試験について質を確保するという仕組みの構築に向けて、その客観性や公平性を担保するため、評価を行う際の参考となるガイドラインを作成するなど、民間事業者等の主体的な取組への支援方策等について検討を行うことを目的として、平成20年5月、文部科学省生涯学習政策局の下に設置された。
- その後、これまで計6回の会議を開催したが、本有識者会議においては、検定試験を取り巻く現状を踏まえて検討を進めることが有意義であるとの認識の下、委員5名を含めた計10名の有識者等からヒアリングを行った後、個別論点について意見交換を行ってきたところである。

(※) 旧文部科学省認定技能審査について

青少年及び成人の学習意欲を増進し、知識及び技能の向上に資することを目的として、これらの者が習得した知識及び技能について、その水準を審査し、及び証明する事業のうち、生涯学習の振興のため、学校教育上又は社会教育上奨励すべきものを認定する文部科学省認定技能審査（文部省告示第237号）を昭和42年から実施。

この技能審査については、志願者総数の継続的な増加など、順調に発展してきたが、近年の公益法人改革の一環として、公益法人の事務・事業に対する国の推薦等については法律に基づくものを除いて廃止する旨の決定。

具体的には、平成14年3月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」において、平成17年度に文部科学省認定技能審査制度を廃止することが決定。（平成17年度末をもって、関係省令を廃止。）

## (今後の取組)

- もとより今般の検討は内容が多岐にわたるが、これまでの会議において、学識経験者や学校関係者、企業関係者等から、多数の有益な意見が出されたところであり、検定試験の質の維持向上を図り、信頼性を高めることは、消費者保護の観点もさることながら、広く国民一般の学習意欲の向上や学習成果の社会での活用促進、さらには、社会全体の利益にも資するものと考えられる。
- 一方、検定試験については、実施するのに必要な制約もほとんどない、自由度の高い多様性に富んだものであること、また、評価の取組も初歩的な段階にあることを踏まえると、評価の手法についても、試行検証を通じた実績を積み重ねる中で改善充実を図っていくことが必要である。
- 後述の「3. 検定試験の評価手法」の評価項目等についても、各検定事業者自らが行う自己評価や外部機関による評価に際しての参考となるよう、その目安となる事項を例示したものであるが、検定試験の質の確保や信頼性向上の観点から、実効性あるものであるか検証することが重要である。
- 以上のような認識の下、現時点において、これまでの本有識者会議における検討結果を整理し、今後は、各種の検定試験について、その目的や内容、規模等に留意しつつ、各検定事業者自らが行う自己評価や関係事業者間での評価等を通じて、「3. 検定試験の評価手法」を活用した具体的な取組（試行検証）を行い、その結果を踏まえ、より良い評価システムの構築に向けて、更なる検討を行うことが適当と考える。
- 併せて、検定試験の質の確保や信頼性向上に向けた取組が一層進展するよう、評価の客観性や専門性、透明性等の確保の観点から、専門家等による第三者評価を行う仕組みの構築に向けて、必要な体制整備や調査研究がなされることが期待される。

## (用語の整理)

- 本有識者会議における検討対象である「検定試験」、さらには、その関連用語である「資格」や「検定」については、社会一般において、非常に多義的に使用されているが、広辞苑（第六版）における定義をみると、以下のようになっている。

検定試験 … 特定の資格を与えるべきか否かを検定するため行う試験。

資格 … 身分や地位。立場。また、そのために必要とされる条件。

検定 … 一定の基準に照らして検査し、合格・不合格・価値・資格など決定すること。

試験 … 問題や課題を出して回答・実行させ、学習・訓練の成果・習得度や及第・合否・採否を評価・判定すること。

検査 … (基準に照らして) 適不適や異状・不正の有無などをしらべること。

- 本有識者会議においては、その開催趣旨に鑑み、用語の厳密な定義に拘らず、社会一般で通称的に使用されている「検定」や「資格」、「認定試験」などの用語を含め、広く学習者の学習成果を測定する、いわば物差しとしての役割を果たしているものを包括的に「検定試験」という用語で整理している。

## 1. 検定試験を取り巻く現状や課題

- 我が国においては、現在、細かいものまで含めると、全国に数千程度の種類の検定試験があると言われており、その実施主体や目的、内容、規模等は非常に多様である。
- このような検定試験が、いわば乱立している状況下において、その実態を包括的に把握することは困難であるが、これまでの本有識者会議で行ったヒアリングの際に示された内容を参考にすると、以下のような現状や課題にあることが伺える。

### (検定試験の主な現状)

#### <1. 検定試験の実施主体に関すること>

- ・ 国家試験（公的試験）の数を上回る多くの民間試験が活用されている。（全国に1000種類程度（詳細にみると5000種類以上）の検定試験があり、年間に200種類程度増える一方、同時に50種類程度消滅しているとも言われる。）
- ・ 検定試験の実施主体は、公益法人（財団法人や社団法人）、NPO法人、株式会社、地方自治体等、多岐にわたるが、公益法人やNPO法人が多い。（法人格のないものもある。）
- ・ 検定試験を実施する参入障壁は比較的低いが、早期撤退する事業者も少なくな

#### <2. 検定試験の内容に関すること>

- ・ 検定試験は、能力を測る物差しとして様々な分野で活用されている。（実技試験等を課すものもあり、受検者層も多様化している。）
- ・ 内容的には、語学、簿記、IT、医療事務等の領域において検定試験の競合が見られる。

#### <3. 検定試験の実施手続きに関すること>

- ・ 受検料は、数百円から数万円程度で設定されている。（インターネットでは無料実施のものもある。）
- ・ 年間志願者数は、不明の検定試験も多いが、最大270万人から数人単位まで多岐にわたり、数百人から数千人程度の規模の検定試験が多いものと推測される。（現在、年間志願者数が100万人を超える検定試験は3つのみである。（日本漢字能力検定（漢検）、実用英語技能検定（英検）、TOEIC）



## **(検定試験の主な課題)**

### **<1. 検定試験の実施主体に関すること>**

- ・近年、検定試験についても消費者センター等に苦情がくることもあり、新たな資格商法につながる恐れもある。【全般】
- ・組織や財務の状況など、検定試験の実施主体がどのような団体であるか不明確な場合がある。【組織・財務、情報公開】

### **<2. 検定試験の内容に関すること>**

- ・何を試す検定試験なのかコンセプトが明確でないものがある。【目的】
- ・同種類の検定試験との関係が不明確な試験や、先行実施の検定試験を模倣・類似した試験がある。【目的、内容】
- ・作問の妥当性や採点の正確性等が懸念されるなど、検定試験の目的や内容と試験問題が体系的でなく、学習成果を試すような出題となっていない検定試験がある。【手段】

### **<3. 検定試験の実施手続きに関すること>**

- ・合格率が0%や100%に近い試験や、受検者の本人確認が行われていない試験がある。【審査・採点の基準、試験の実施体制】
- ・受検資格として特定の講座の受講を課したり、合格後に「登録料」や「合格証発行料」をとる試験がある。【受検料等】
- ・継続して実施していない試験や受検機会の均等が図られていない試験（大都市中心）がある。【試験の実施場所・回数】
- ・天災等で試験が実施できなかった場合など、リスク対応が適切でない試験がある。【危機管理】
- ・受検者数や合格率などの情報が公開されておらず、受検者に配慮がなされていない試験がある。【関連情報の一般公開】
- ・受検者個人の情報保護が徹底されていない試験がある。【個人情報の保護】

### **<4. その他>**

- ・受検結果を評価する者（企業・学校等）が、各種の検定試験の違いやレベルを認識できていないことが多く、受検者個人が、受検後に検定結果（獲得した知識や技術）を社会の中で活用できなかったり、適切に判断してもらえない場合がある。【検定結果の活用促進（学校・企業等へのPR）】

## 2. 検定試験の意義や評価の必要性

### (検定試験の意義)

- 検定試験とは、「はじめに」において述べた「用語の整理」に基づく、「学習の結果、身についた知識や技術の習得度を一定の基準に照らして測定するもの」と概念整理することができ、以下のような特徴を有するものと考えられる。
  - ・ 学歴・性別による差別なく、自己の知識や技術の習得状況を示す客観的手法である。
  - ・ 受検資格がないものも多く、一般教養や自己の専門でない分野に関する知識や技術を試せる。
  - ・ 級別を実施する試験も多く、学習の初期段階からの挑戦が可能である。
  
- このような特徴を持つ検定試験については、利用者ごとにみると、
  - ・ 中・高校生や大学・専門学校生等にとっては、学校や学校外での学習の到達目標、進学・就職に際しての要件、学習の動機付け 等
  - ・ 社会人にとっては、昇進・転職等に際しての要件やスキルアップのための学習成果の測定 等として学習成果の積極的な活用を視野に入れて利用されており、
  - ・ 子どもから高齢者に至る国民一般にとっては、趣味・教養的な観点から、多種多様な学習の成果を測る指標として利用されている。
  
- このように検定試験は、チャレンジ精神の涵養、自己の学習到達度の確認、継続的な学習意欲の喚起、教養の涵養など、受検者の年齢・経歴や受検目的により様々な意義を有しており、学習成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けて、検定試験の果たしている役割は非常に大きなものがあると考えられる。

## (検定試験の質を確保する必要性)

- 生涯学習の成果に関する国民の意識をみると、平成20年5月に実施された「生涯学習に関する世論調査」(内閣府政府広報室実施)の結果では、生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験の社会的な価値付け(評価)について、3人に2人(前回調査(3年前)より約8ポイント増)が肯定的な回答をするなど、学習成果の評価に対する国民の意識の高まりも見受けられる。
- このような国民の意識がある中、検定試験は、広く国民一般の様々な学習成果を測定する指標として機能しており、受検者にとっては、進学・就職など、学業・職業生活に関する場面において、何らかの付加価値となることを期待して受検する場合も多いものと推測される。
- また、高齢化が進展する我が国において、国民一人一人が、自己の人格を磨き豊かな人生を送ることができる生涯学習社会の実現に向けては、社会人や高齢者といった層に対応していくことも重要であり、そうした層の学習意欲を喚起していく上でも、検定試験の質を高めることは有意義である。
- さらに、検定試験を評価し、その質を確保することは、企業等における人材育成にも影響を及ぼしたり、民間事業者が提供する多様な教育サービスの質向上に資するなど、社会の様々な場面において効果をもたらすものと考えられる。
- 一方、近年、検定試験に関連して消費者センター等に苦情がくることもあり、新たな資格商法につながることへの懸念を払拭し、検定試験の質を確保することは、消費者保護の観点からも重要な意義を持つものである。
- 以上のように、検定試験の質の維持向上を図り、信頼性を高めることは、消費者保護の観点もさることながら、広く国民一般の学習意欲の向上や学習成果の社会での活用促進、さらには、社会全体の利益にも資するものと考えられる。

### 3. 検定試験の評価手法

#### (1) 評価の主体

- 一般的に評価については、その評価主体に着目すると、大きく自己評価と外部評価に分類可能である。
- 検定試験については、学校評価や大学評価における評価の対象である小・中学校や大学等での教育（研究）といった事業に比べると、実施するのに必要な制約もほとんどなく、自由度の高いものであり、内容、規模等の面でも、非常に多様性に富んだものとなっている。
- こうした実情に鑑みると、検定試験の評価については、その実施主体や目的、内容、規模等に関わらず、およそ広く国民一般の様々な学習活動の成果を測定する指標としての機能を果たしているものについて、まずは自己評価の取組の進展が重要である。
- 具体的には、各検定事業者が、自らが実施する検定試験の与える受検者（学習者）や社会への影響、生涯学習社会への寄与等を強く受け止め、検定試験の質の改善を図るべく、自主的に自らの事業（検定試験）を点検し、関連情報の明確化や情報提供を行うといった取組が考えられる。
- その上で、様々な検定事業者間で評価を行い、自らの業界全体の質を向上させていこうとする取組（関係者評価）や、評価の客観性や専門性、透明性等を確保するため、希望する検定事業者に対して専門家等が行う評価（第三者評価）といった外部評価が行われることが期待される。

## (2) 評価の対象

- 我が国においては、現在、多様な主体により様々な内容の検定試験が行われているが、実施主体に着目すると、以下のように、大きく公的試験と民間試験の2つに分類することが可能である。

公的試験：国家試験など、法令に基づいて、国・地方公共団体や国等から委託された団体・組織が実施

民間試験：民間の団体・組織が独自の基準に基づいて実施

- 今後、評価の対象とすべき検定試験については、評価の目的が検定試験の客観性や質の確保を図り、学習者や社会（企業・学校等）からの期待に応え、信頼性の向上を図ることにあることを踏まえると、法令に基づいて実施され、国等が試験の質を保証している公的試験を除く、民間試験全般を広く評価の対象とすることが適当である。
- 具体的には、目的や内容、規模等を問わず、民間の団体や組織が、一定の目的をもって独自の基準を設定し、組織的・継続的に、不特定多数の者を対象として、各個人の学習成果を測定し、級、点数や合格・不合格として判定する試験を対象にすることが考えられる。
- なお、民間試験についても、公益法人（財団法人や社団法人）、NPO法人、株式会社など、様々な主体により実施されているが、本有識者会議における検討の契機となった平成20年答申における提言（「全国レベルでの一定の基準を満たすものを対象」）にもあるように、当面、検定試験の効果が全国的に通用し、実績や受検者数等が一定程度ある試験において、評価の取組が進展することが期待される。
- 中長期的には、こうした評価の取組が各地域で実施されている様々な検定試験にも波及し、検定試験を通じて測定された学習成果が、全国どこでも通用するような環境が構築されていくことが望まれる。

### (3) 評価の性格

- 検定試験を評価する目的については、「2. 検定試験の意義や評価の必要性」に述べたことを概括すると、以下のように整理することができる。

「子どもから高齢者に至る、広く国民一般の様々な学習活動の成果を測定する指標としての機能を果たす『検定試験』について、その質を確保し、受検者個人や企業・学校等からの信頼性を向上させることにより、国民の学習意欲を喚起し、学習活動を促進するとともに、学習成果が適切に評価され、生かされる生涯学習社会の実現に資する。」

- 一方、「(1) 評価の主体」において述べた評価の主体別（自己評価、外部評価（関係者評価、第三者評価））にみた各種評価については、概ね以下のよ  
うな性格を有するものと考えられる。

自己評価：各検定事業者が、自ら行う事業（検定試験）について点検・評価することにより、組織的・継続的な事業改善に資するとともに、評価結果の公表を通じて、受検者や利用者（学校・企業等）に対する事業の透明性を確保する。

外部評価（関係者評価）：関係事業者間による評価の取組を通じて、相互に検定試験の現状や先進的な取組を把握することにより、各検定事業者の自律的な質の向上や改善を促し、関係業界全体の質向上に資する。

外部評価（第三者評価）：評価の客観性や専門性、透明性等を確保した、専門家等による評価を行うことにより、各検定事業者の自律的な質の向上や改善を促し、検定業界全体の質向上に資する。

- 上記のように、評価の主体により性格は多少異なるものの、いずれの評価においても、評価を通じて、各検定事業者自らが、その行う検定試験について、実施目的の明確化（Plan）を図り、その目的実現に向けて適切に試験を実施（Do）し、その実施結果を評価（Check）した後、評価結果を検定試験の更なる改善（Action）につなげていくといった、いわばPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していくことが期待される。

#### (4) 評価の項目や内容

- 「(1) 評価の主体」において述べたように、検定試験の評価については、まずは各検定事業者自らが主体的に、その行う事業の改善に向けて取り組むことが期待されるが、検定試験の評価の取組が初歩的な段階にある現状において、評価の取組を進展させるためには、各検定事業者が評価を行う際に参考となるような項目や内容を提示することが有効と考える。
- 一方、関係事業者間での評価や第三者評価などの外部評価については、各種の検定試験の実施状況や各検定事業者自らが行う自己評価の取組状況を見極めつつ、必要な評価項目等を検討することが適切と考える。
- このような認識の下、別紙 (p. 18, 19) に示す項目や内容は、前述の「検定試験の主な課題」や本有識者会議におけるこれまでの意見等を踏まえ、評価の客観性や公平性にも留意し、各検定事業者や外部機関が評価を行う際の参考となる事項を例示したものである。
- 項目別にみると、各検定試験の特色（目的や成熟度等）に応じて、評価が必須の項目と評価が期待される項目に区分されると思われるが、「1. 実施主体に関すること」や「2. 内容に関すること」、「3. 実施手続きに関すること」については、いわば評価のミニマムスタンダードとして、評価の基本的な部分になるものと考えられる。
- 一方、「4. 検定結果の活用促進」や「5. 継続的な学習の支援」については、生涯学習社会の実現に向けて、検定試験がさらに有効に機能するために期待されるものであり、いわば新たな価値の創造に資するものと考えられる。
- 特に、「4. 検定結果の活用促進」に関連して、検定事業者自らが、受検者の意見や受検後の活躍状況等の把握に努め、その結果を情報公開したり、評価の対象とすることは、学習成果の活用促進という観点から有益である。
- 以上のように、当面は、別紙に示す項目や内容等をいわばチェックシートとして、評価の取組が進展することが期待されるが、最終的には、各評価主体が創意工夫して、個々の検定試験の目的や内容、規模等に応じた評価項目等を設定し、検定試験の客観性や質の確保、信頼性向上に向けた取組が積極的に行われることが期待される。

## (5) 情報公開

- どの検定試験に信頼性があるかを判断するのは、最終的には受検者個人や利用者（企業・学校等）であり、自己評価はもとより外部評価においても、評価を行う前提として、事業（検定試験）の透明性を確保する観点からも、実施主体に関する基礎的な情報を含めて、受検者等が判断するのに必要な情報がわかりやすく示され、検定試験の現況が把握できるよう、積極的に情報が公開されることが重要であることは言うまでもない。
- また、こうした情報公開については、単に公開しているという事実のみならず、その情報に誰もが容易にアクセスできることが重要である。
- このような認識の下、検定事業者自らは、その実施する検定試験について、子どもたちの学習意欲の喚起に資する内容であるか、社会人や高齢者の学習ニーズに沿った内容であるかなど、その内容や特徴を社会に分かりやすく説明するための情報を積極的に公開することが重要である。
- さらに、分野的に似たような種類の検定試験が多く、受検者や企業・学校等にとって、個々の検定試験の特色が明確に伝わらない現状もあることから、そうした検定試験については、同種類の検定試験との関係（類似点や相違点）についても明確にすることが必要である。
- なお、別紙（p. 18, 19）に示す項目や内容は、各検定事業者が情報公開に取り組むに際しても参考になるものと考えられる。



## 4. 検定試験を評価するに当たっての留意点

### (評価結果の有効性担保)

- 検定試験の評価に際しては、実施主体や検定試験に関する情報が適切に公開されている必要があるが、評価結果についても、国民にわかりやすい形で表示されることが重要であることは言うまでもない。
- 具体的な評価結果の取扱いについては、認証方式や格付け方式、総合評価や項目別・個別評価などが考えられるが、評価対象となる検定試験の目的や内容等に応じて、どの手法が有効であるかについては、各種検定試験の実施状況を踏まえ、多角的に検討していくことが適当と考える。

### (自己評価や外部評価に期待すること)

- 検定試験の評価については、「3. 検定試験の評価手法」において述べたように、評価を通じて、各検定事業者自らが、その行う検定試験について、関連する情報を積極的かつ適切に公開し、透明性の確保を図りつつ、いわゆるPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的な改善を図っていくことが期待される。
- その結果、評価の取組を通じて、検定試験の質が向上することにより、当該試験に対する学習者や企業・学校等からの信頼度や認知度が高まり、学習者や受検者の増加が図られ、当該検定試験（事業）が社会的に有意義なものとして、より発展していくものと考えられる。
- 一方、各種検定試験の中には、中・高校生までもが受検対象になっているものも数多くあることについて、検定事業者や外部評価を行う機関は、青少年の保護という観点からも、十分に留意する必要がある。
- また、外部評価の取組等を通じて、各種検定試験における推奨事例を明示することなどにより、事業を開始して間もないなど、未成熟な検定試験を啓発・育成していくような視点も重要である。

- なお、評価については、広範かつ厳密に実施すればするほどコストや労力もかかることが予想されるため、例えば、重要度等を勘案して、項目ごとに評価の期間に差を設けるなど、費用対効果の観点にも留意し、検定事業者等にとって過度な負担とならないよう、柔軟に評価を行うことも必要である。
- さらに、検定試験を受検する側と受検した結果を利用する側が、検定試験に関して同じ理解があつて検定試験の客観性が保たれると考えられる。そのための具体的な方策としては、例えば、外部評価を行う機関などが、受検者個人や利用者（企業・学校等）のニーズを踏まえた、検定試験の便覧のようなものを作成して、社会に普及させることも有効である。

### **（学習成果の活用促進）**

- 検定試験が知識の吸収に偏ってしまうという側面や、日本人は勉強熱心であるが、受検者自らが学校教育や様々な学習活動を通じて蓄積した知識を実社会において活用できているかといった懸念もある。
- 受検者個人が学習成果を様々な場面において活用すれば社会が活性化することにもつながることから、検定試験を評価し、その質の確保を図ることに加えて、検定試験を通じて測定された知識や技術が社会において活用されるような環境を整備することも重要である。
- こうした環境整備に当たっては、検定試験の質を確保し、学習者の信頼を高め、学習を奨励することが、社会全体の利益にもつながるという意識について、検定試験の結果を利用する学校や企業等が共有するなど、社会における様々な関係者の理解と協力が不可欠である。
- その際、検定試験は、合格して単に資格を取得するだけでなく、取得するまで努力するというプロセスも大切であり、そうしたプロセスも社会において重視されることが期待される。
- 一方、企業にとっては、資格を持っているという理由だけでなく、活動や実績等を総合的に判断して人材を評価し、採用等することも多いため、受検者個人の側にも、検定試験を受検する際には、その動機を明確にし、受検後の活用を視野に入れた目的を持った行動が期待される。

- なお、先述の「生涯学習に関する世論調査」の結果によると、生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を自分以外のために生かすことについて、8割以上の者が肯定的な回答をしており、また、生涯学習の成果活用の場として、地域や社会における教育活動へ参加したいと4割強の者が回答している。
- こうした実情を勘案すると、将来的には、様々な学習成果が、学校や企業のみならず、家庭教育支援やボランティアといった形で地域において生かされ、地域で活躍する人材が増加し、地域の活性化等に寄与するよう、社会的な要請に応じた新たな検定試験が創出されることも望まれる。
- その結果、特定の知識や技術のみならず、子どもから社会人や高齢者に至る国民一人一人の有する多様な能力が、適切に評価され、社会の様々な場面において活用されるような環境が構築されていくことが期待される。

## 【別紙】評価・情報公開が必要と考えられる主な項目や内容（試案）

### 1. 検定試験の実施主体に関すること

（評価の視点：検定試験の継続的・安定的な実施に不可欠な組織や財務基盤）

- (1) 組織（組織形態（法人格の有無等）、役員構成、事務処理体制（※）、意思決定プロセス等）

（※テスト技術に係る科学的な分析等を行う者（注）の有無を含む。）

（注）専門的な知見から、試験実施に係る合格水準の均一性の確保、試験問題や検定結果の活用状況等に係るデータの公開・非公開の判断等を行うことが期待される者。

- (2) 財務（財産状況、収支・貸借等）

- (3) その他（情報公開、検定事業の実績（継続性）、検定事業とその他の事業との関係等）

### 2. 検定試験の内容に関すること

（評価の視点：目的や内容、（能力測定）手段の明確化と整合性（体系性））

- (1) 目的（コンセプト（検定試験（事業）の実施目的））

- (2) 内容（（目的との整合性を踏まえた）測定する具体的な能力（知識や技術））

（→分野（領域）、対象層（受検資格）（※）、学校教育や職業能力との関係、類似試験との関係を含む）

（※限定する場合（年齢や講座の受講など）、目的との関係を踏まえた合理的理由を含む）

- (3) 手段（（目的や内容との整合性を踏まえた）具体的な測定手段（筆記試験（多岐選択式、記述式等）、口述試験、実技試験、コンピュータ利用等）、審査・採点の基準（級別区分、合格水準の均一性、講座の受講状況（講座受講を受検要件とする場合）を含む）、問題作成（※）等）

（※出題の一貫性（難易度の平準化）、作問の妥当性や客観性（学習成果の定着度との関係、作問委員の中立性等））

（→技術革新等に応じた内容の見直しなど、質的な改善を含む）

### 3. 検定試験の実施手続きに関すること

(評価の視点：適切かつ公正で透明性の高い試験実施体制と実施状況、事後フォローの状況)

- (1) 事前準備 (実施規則・要綱、受検者募集の方法・時期、広報体制等)
- (2) 試験実施 (実施体制、受検料 (児童・生徒や学生への配慮等)、実施場所・回数 (受検機会の均等、受検者の利便性への配慮等)、危機管理 (天災への対応等) 等)
- (3) 事後対応 (データ管理 (履歴保全や証明等)、個人情報の保護、関連情報 (※) の一般公開、苦情・問題発生への適切な対応等)  
(※受検料、受検者数 (性別、年齢別等)、合格者数、合格率、配点や採点の結果、試験問題 (非公開の場合はその理由を含む) 等)

### 4. 検定結果の活用促進に関すること

(評価の視点：検定結果(学習成果の評価結果)の社会での活用促進に係る取組状況)

- 関連情報 (※) の収集や公開、当該検定試験の意義等に係る学校・企業等へのPR、利用者ニーズを踏まえた事業改善に向けた取組等  
(※受検者の意見 (検定結果の活用状況等)、受検後の活躍状況、学校・企業等での利用状況等)

### 5. 継続的な学習の支援に関すること

(評価の視点：受検者への検定試験受検後の継続的な学習支援に係る取組状況)

- 受検後の受検者に対する効果的な学習情報 (内容等) の提供、当該検定試験に関連する学習機会に係る情報 (※) の収集や公開等  
(※学習内容や学習手段、平均的な学習時間、過去問題等)

